



←住宅セーフティネット制度
PR ロゴ

令和6年4月1日
住宅局安心居住推進課

「居住支援法人」の活動を支援します！ ～本日から令和6年4月30日（火）まで募集～

住宅確保要配慮者の入居及び居住支援を目的とした「居住支援法人」の活動を支援する補助事業^{※1}の募集を、本日より開始します。

※1 居住支援協議会等活動支援事業（住宅確保要配慮者居住支援法人が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業）

1) 事業概要

本事業は、住宅確保要配慮者^{※2}の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動（入居及び居住支援等）を行う「居住支援法人」^{※3}に対して、国がその活動に要する費用の一部を補助するものです。（「別紙」参照）

※2 住宅セーフティネット法において定める、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者等の住宅の確保に特に配慮を要する者

※3 住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として都道府県が指定するもの

2) 応募方法

- ・令和6年4月30日（火）17時までに、事務局まで、応募書類を電子メールにより提出してください。
- ・応募要件等の詳細については、応募要領をご覧ください。
- ・事務局の連絡先、応募要領、応募書類等は、以下 URL をご確認ください。

URL :

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000026.html

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局安心居住推進課 係長 中田（なかだ）

TEL : 03-5253-8111

住宅セーフティネット制度の概要

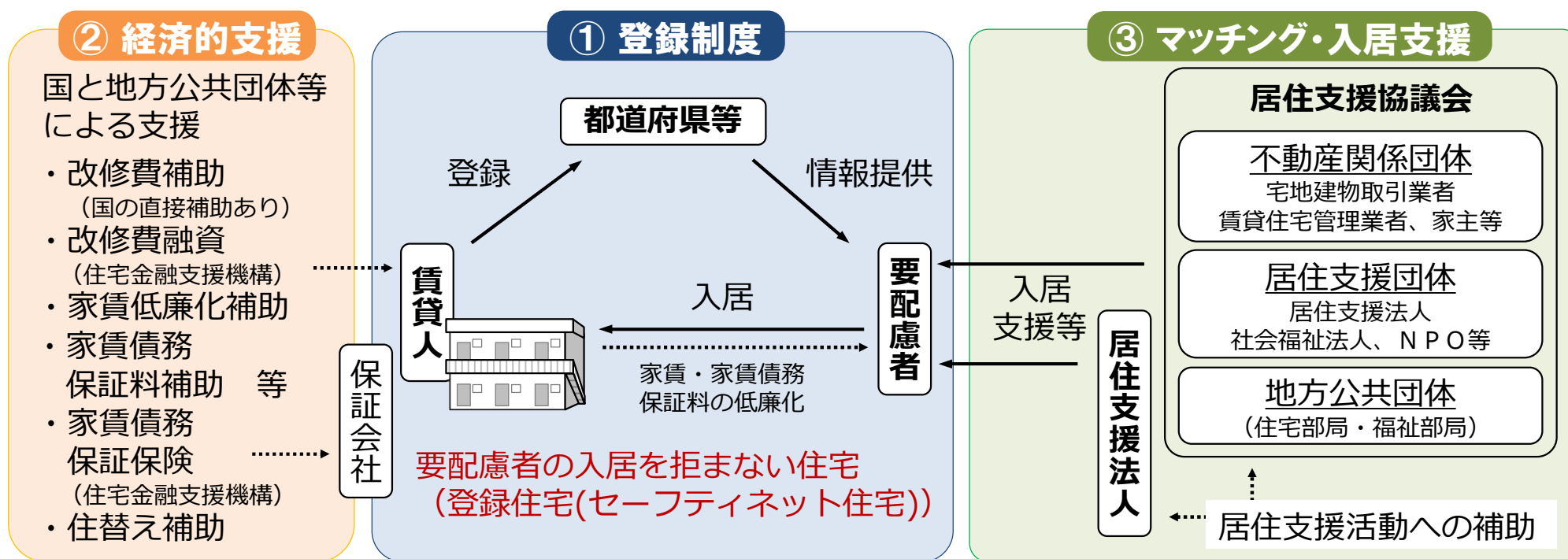
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【住宅セーフティネット制度のイメージ】



居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・ 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

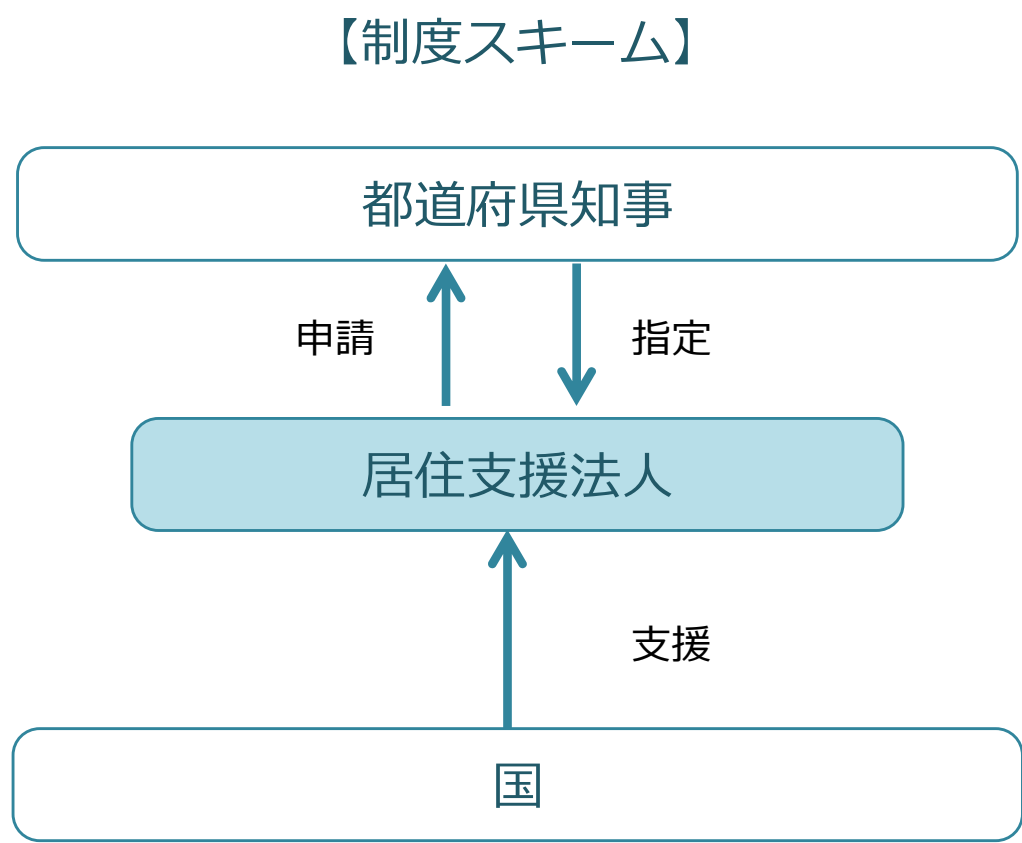
● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

● 居住支援法人への支援措置

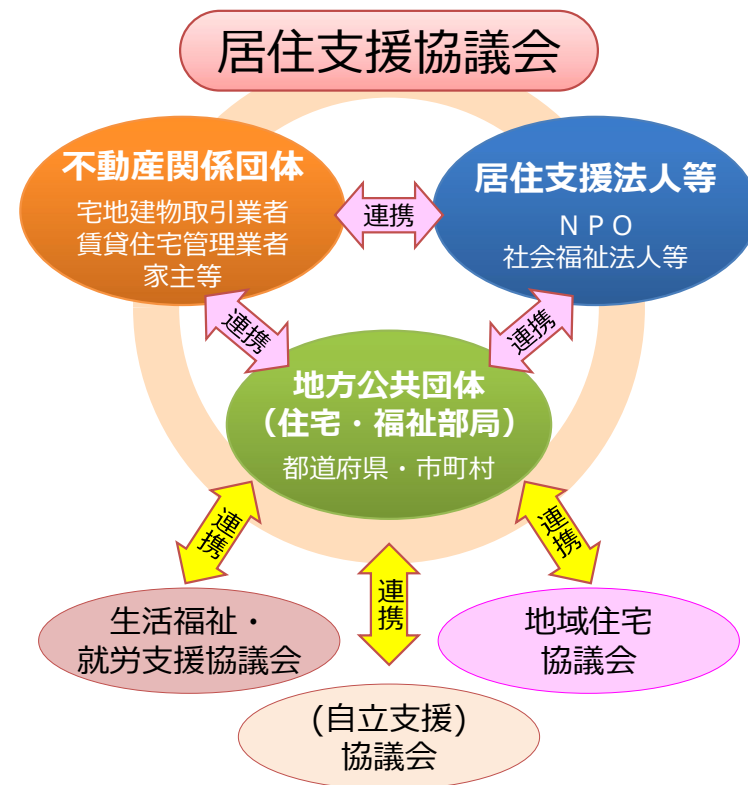
- ・ 居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額700万円等）。
- ・ [R6年度当初予算] 居住支援協議会等活動支援事業（10.81億円）の内数



居住支援協議会、居住支援法人が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して支援を行う（事業期間：令和6年度～令和10年度）

令和6年度当初予算において事業期間を令和10年度まで延長

	居住支援協議会活動支援事業	居住支援法人活動支援事業
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会	住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人
補助対象事業	① 市区町村居住支援協議会立ち上げ支援（都道府県居住支援協議会） ② 居住支援協議会運営（都道府県・市区町村居住支援協議会、居住支援協議会設立準備会） ③ 居住支援協議会設立に向けた準備に係る取組(居住支援協議会設立準備会) 等	① 入居前支援（相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等） ② 入居中支援（見守りや生活相談、緊急時対応等） 等
補助率・補助限度額	定額 5,000千円/都道府県・市区町村居住支援協議会 3,000千円/居住支援協議会設立準備会	定額 7,000千円/居住支援法人（スタートアップ加算に該当する場合は7,500千円/居住支援法人）



居住支援協議会

- ・ 地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- ・ 設立状況; 136 協議会(全都道府県・94市区町)が設立(R5.12.31時点)

居住支援法人

- ・ 都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人(公益社団法人・財団法人を含む)、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等を指定
- ・ 設立状況; 769 者(47都道府県)が指定(R5.12.31時点)

居住支援法人の活動支援 (R6年度居住支援協議会等活動支援事業)

令和6年度当初予算
居住支援協議会等活動支援事業
(10.81億円)の内数

分 類		入居前相談支援を 週30時間以上実施 (複数人の合計可)	入居前相談支援を 週15時間以上30時間未満実施 (複数人の合計可)
【基本項目 (必須)】 (1) 入居前相談支援の実施		上限3,000千円	上限1,000千円
	【特定項目 (任意)】	(3) 障がい者向けの入居前の相談支援	上限500千円
		(4) 刑務所出所者向けの入居前の相談支援	上限500千円
		(5) 外国人向けの入居前の相談支援	上限500千円
【基本項目 (任意)】 (2) 入居中の居住支援の実施		上限1,500千円	
	【特定項目 (任意)】	(6) 孤独・孤立対策に資する居住支援	上限500千円
		(7) モデル契約条項を活用した死後事務委任契約の締結	上限500千円
【基本項目】 スタートアップ加算※		2023年4月1日以降応募時点までに指定を受けた 居住支援法人	
		上限500千円	上限300千円

※国土交通省では、令和6年度から新たに「みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業」を実施する予定です。(補助限度額：1事業あたり3,000千円)